

「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見募集について

1. 近年の実績

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」では、政府が同法に基づく「公共サービス改革基本方針」の策定又は変更に当たり、民間事業者や地方公共団体の方々から、国の行政機関等が実施している公共サービスの業務内容等に関して意見を聴取し、公表を行うことを定めている。

近年の実績は以下のとおり。

年度	期間	提案事業者数、件数	主な意見
令和3年度	R3. 10. 25～ R3. 11. 19	3者、3件	・公共サービス改革の内容
令和2年度	R2. 9. 11～ R2. 10. 5	6者、11件	・法に基づく入札の実施の促進 ・地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置 ・公共サービス改革の内容
令和元年度	R1. 9. 13～ R1. 10. 7	4者、9件	・政府統計調査における公サ法適用の一層の促進 ・地方公共団体の調査事務における民間事業者の一層の活用 ・公共サービス改革の内容
平成30年度	H30. 9. 20～ H30. 10. 14	2者、3件	・政府統計調査における公サ法適用の一層の促進 ・地方公共団体の調査事務における民間事業者の一層の活用 ・公共サービス改革の内容
平成29年度	H29. 9. 13～ H29. 10. 10	1者、1件	・公的統計分野における市場化テスト終了後の情報開示 ・終了プロセス移行事業の評価の仕組みの検討

2. 意見募集の方法（令和3年度）

○文書郵送により業界団体（45団体）への周知を実施した。

○総務省ウェブサイトに加え、「電子政府の窓口（e-Gov）」におけるパブリックコメントのページにも掲載した。

○総務省 SNS（ツイッター、フェイスブック）に掲載した。